

オンラインストレージサービス利用 仕様書

本仕様書は、大阪市計画調整局（以下「当局」という。）が利用する次の SaaS について適用する。

1 案件名称

建築行政オンラインストレージサービス利用 長期継続

2 利用目的

行政オンラインシステムによる申請及び立入検査等において収集した電子データについて、保管及び当局内でのデータ共有を目的とし利用する。

3 利用期間

利用開始日から 24 か月

4 調達範囲

調達範囲は、オンラインストレージサービスを提供するクラウドサービス（以下「本サービス」という。）の環境準備、本サービスの利用アカウントの発行、設定や運用に係る支援（本市職員（管理者）からの質疑応答への対応、既存マニュアルの提供等）を含む。なお、利用に必要な端末等については、本市で別途用意するため、本調達範囲外とする。

また、本契約において受注者と、本サービス提供元が異なる場合、書面にて報告すること。

5 本サービスの機能要件

- (1) Microsoft Windows10 及び 11 並びに iPadOS18 以上並びに Android15 以上に対応し、Web ブラウザは Google Chrome 並びに Microsoft Edge に対応していること。
- (2) Word、Excel、PowerPoint、CSV、TXT 及び PDF 等のファイル形式を取り扱うことができるこ。
- (3) アカウント数が 91 以上であること。
- (4) 本サービス上で行った作業の履歴を検索及び照会できること。なお、作業履歴情報は以下を想定する。
 - ・作業日時、作業を行った者の利用者情報、作業を行ったフォルダ、簡易な作業内容（データの閲覧、アップロード、ダウンロード、削除等）
- (5) フォルダの階層を作成することができ、フォルダ単位、アカウント単位でデータアクセス制限・ファイル編集の禁止等の設定を行えること。また、利用者の画面には利用可能なフォルダのみ表示し、管理者には全てのフォルダが表示されること。
- (6) エクスプローラー上のファイルサーバーとして利用できる機能を有すること（アプリの導入を必要とするものも含む）。
- (7) 同時に運用できる最大データ容量は、3 TB 以上であること。
- (8) ログイン時にユーザー認証及び多要素認証（知識認証、物理認証、生体認証のうち異なる

2つ以上の要素を用いる認証方式)を必須とする機能を有すること。

(9) ユーザーID・パスワードについては利用者毎に設定ができること。

(10) 複数の利用者が同時にサービスを利用できること。

6 本サービスの非機能要件

(1) サービス稼働時間

- ・原則、常時利用できること。
- ・障害及び不具合発生時には、当局が指定する連絡先まで速やかに連絡すること。また、本サービス上あるいはメールで指定連絡先まで通知すること。なお、通知の内容は、障害等の内容及び影響やその範囲、復旧にかかる時間、利用者が必要な対応等を想定する。
- ・定期保守等による計画停止をする場合は、概ね5開庁日前までに本サービス上あるいはメールで当局が指定する全員に通知すること。なお、開庁日とは、下記を除く日とする。

※土曜日及び日曜日

※国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

※12月29日から翌年の1月3日まで

(2) データ管理

- ・本サービス内で取り扱うデータの一切について、本契約関係事業者以外の第三者による閲覧及び利用を禁止する。なお、本契約関係事業者とは、本契約受注者、及び本サービス提供者とする。
- ・契約期間満了後、本サービス内で取り扱ったデータの一切(本契約関係事業者におけるバックアップ等も含む)について、復元できないように確実にデータ消去し、作業が完了した旨の証明書を提出すること。
- ・取り扱うデータの一切の秘密の保持・個人情報保護について、本契約を通じて知り得た秘密が第三者に漏えいすることを防止し、本契約に伴う秘密保持については、契約が期間満了、解除又は解約後も効力を有するものとする。

(3) セキュリティ要件

- ・Webブラウザとサーバ間の通信においては暗号化を必須とし、TLS1.2以上とする。
- ・通信の内容がhttpsにより暗号化されていること。
- ・ファイル登録時に自動でウイルスチェックを行うこと。
- ・IDやアクセス元のIPアドレス等ログが提供可能のこと。
- ・本契約関連事業者全ては次の①～②のいずれかに該当すること。
 - ①一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDE)が認定するプライバシーマーク制度の認定を受けていること。
 - ②ISO/IEC27001又はJISQ27001の認証を受けていること。
- ・オンラインストレージサービスはISO/IEC27017による認証を受けている事業者によるサービスであること、または政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)において登録されたサービスであること。

- ・セキュリティインシデント発生時に必要な対応手順が整備されていること。
- ・受注者は「大阪市情報セキュリティ対策基準」を遵守すること。
- ・当該システムの機能の一部として生成 AI 機能を利用する場合は、大阪市生成 AI ガイドラインを遵守すること。
- ・保存された情報を格納する情報機器等が、国内法の適用を受けること。

7 導入形態

インストール CD・DVD 等を用いないダウンロード形式であること。

8 サポート体制

- (1) オンライнстレージの運用等に際して、事業者はメールや電話によるサポートを行うこと。また、それらサポートは日本語に対応していること。
- (2) (1)のサポートは、日本時間の9時～17時30分に対応できること。
- (3) ソフトウェアやアプリケーション等のバージョンアップについては、適宜更新を行うこと。
- (4) ウイルス定義については、定期更新（月に一回程度）を行うこと。
- (5) 運用に際してシステムのマニュアル及び操作説明書等を提供すること。
- (6) 作成したマニュアル及び操作説明書等は、Excel や PowerPoint 等の編集可能なファイル形式とすること。なお、マニュアルに修正が必要となった際には、当局において修正作業を行うため、受注者はそれに関連する支援を随時行うこと。

9 その他

- (1) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品の可否含む）は質問期間内に指定の方法により質問し、その内容を熟知のうえ応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は当局の解釈によるものとする。
- (2) ソフトウェアの提供がある場合は、同一社製同一ソフトウェアとすること。
- (3) ソフトウェアを利用するためには必要なパスワード等を当局担当者に送付すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、大阪市契約規則及び大阪市会計規則に従い、その他必要に応じて、本市と受注者で協議のうえ定めるものとする。
- (5) 契約書別紙 月額利用料金内訳については、見積金額の算出に使用し、業者決定後契約締結前に速やかに提出すること。

10 連絡先担当

大阪市計画調整局建築指導部建築企画課 電話番号06-6208-9295

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること